

## 平成30年度

### 第22回和歌山市農業委員会議事録

日時 平成31年4月10日（水曜日） 13時00分 開会  
場所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
報告事項	農地法第18条第6項の通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第4条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第4条許可指令書の返納について
報告事項	農地法第3条の規定による許可申請について（買受適格証明分）
議案第1号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する事業計画の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（前回保留分）
議案第6号	農用地利用集積計画について

出席委員（19名）

1 番 宇治田清治  
2 番 山本 宏一  
3 番 土橋 ひさ  
4 番 有本 太一  
5 番 曾根 光彦  
6 番 坂東 紀好  
7 番 吉中 雅三  
8 番 湯川 徳弘  
9 番 藤井 幹雄  
10番 岩橋 章

11番 和田 好夫  
12番 藤井 高  
13番 廣井 伸多  
14番 辻本 傑  
15番 吉川 松男  
16番 大河内壽一  
17番 山本 茂樹  
18番 谷河 績  
19番 中村 弘

欠席委員（0名）

出席職員

農業委員会事務局

局 長 東山 雅彦  
課 長 奥谷 知彦  
副 課 長 清瀧 篤樹  
班 長 中川 拓哉  
企 画 員 東 智弘  
事務副主任 殿元 輝之

農林水産課

課 長 佐々木茂彰  
農政企画班長 前島 一仁  
農政企画班事務副主任  
上野 宏武

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第22回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第22回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。

去る3月28日、土橋委員、岩橋委員、山本茂樹委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、坂東委員、吉中委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、7件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

なお、No. 1については、議案第6号No. 2において利用権設定を行う計画です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

調査の結果、農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく案件が1件ありました。

No. 1 当該地番は先代より小作を行ったことがなく、誤登載と思われるため抹消する。なお、地主である……氏にも確認済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で4件ありました。

なお、No. 1は農地中間管理事業に関する解約で、No. 3は利用権に関する解約です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について説明します。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が1件ありました。

No. 1 申請地は三田地区・・・、三田小学校の・・・mに位置します。申請人は経営面積・・・㎡を有する農家です。平成26年の県道拡幅事業に伴いそれまで所有していた農業用倉庫が収用されたため、代わりの農業用倉庫を建築する目的から本届出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。平成31年3月11日付、29日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 6は、営農型太陽光発電設備の継続申請で一時転用です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で20件ありました。平成31年3月11日付、19日付、28日付、29日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 10、20は賃貸借権の設定で、No. 17は使用貸借権の設定です。また、No. 1、4、5、6、10

は開発許可済です。また、No. 17は営農型太陽光発電設備の継続申請で一時転用であり、No. 20は和歌山市が行っている準用河川改修事業（前代川）に関連する一時転用です。以上です。

◆19番（中村 弘） No. 1について、納税猶予があると思いますが、解除されていますか。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。平成30年6月20日に解除されています。なお、転用申請の受付時には必ず納税猶予についての確認を行っています。以上です。

◆会長（谷河 績） 他にございませんか。この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条受理通知書の返納について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。平成29年8月2日付で、受理通知書を交付しましたが、内容や費用等の面で、当初の計画を進めることができなくなったとのことです。

今後計画を改めて再度申請をし直すため、返納するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条許可指令書の返納について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第4条による市街化調整区域内の農地転用の許可に係る許可指令書の返納が1件ありました。平成2年2月28日付で、許可指令書を交付しましたが、申請人は既に別の土地に住宅を建築しており、当該地については宅地として利用する計画はなくなったため返納するものです。なお、今後は農地として活用していくとのこと。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第3条の規定による許可申請について（買受適格証明分）説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、平成31年1月15日付で、農地法第3条第1項目的の買受適格証明を発行した分について、農地法第3条の規定に基づく許可申請で1件ありました。なお、本件は、平成31年1月総会にて議案として提出し、皆様にご審議いただいておりますので報告のみとさせていただきます。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する事業計画の決定について、提案いたします。

◆上野農林水産課事務副主任 番外、説明させていただきます。本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けようとする者から事業計画の認定の申請があった場合は、申請に対する可否決定について、農業委員会の決定を経て、市が事業計画の認定を行うものとされているため、農業委員会の可否決定をお聞きするものです。

議案の本題に入る前に、本内容で農業委員会様に諮らせていただくのが初めてであることから、制度の概要について簡単に説明させていただきます。お手元の資料、「都市農地の貸借がしやすくなります」と記載されたA4縦版のカラー刷りの資料をご覧ください。この資料に記載がない内容ですが、平成27年4月22日に都市農業振興基本法が施行された後、平成28年5月に都市農業振興基本計画が制定され、その中で市街化区域内農地の位置付けが「宅地化すべき農地」から、都市環境を形成する上で「あるべき農地」へ転換しました。これを受け、この資料中◇の1つ目にあるとおり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行され、市街化区域内の生産緑地に限定し貸借が可能になりました。この制度のメリットは、資料の中程の（1）制度を利用するメリットにあるとおり、契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せることと、相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができることです。生産緑地の農地の貸借の手続きについては、（2）貸借の手続きにあるとおり、生産緑地の農地の借り手（都市農業者）から事業計画を和歌山市農

林水産課にご提出いただき、農業委員会様の決定を経て、和歌山市長が事業計画を認定することにより貸借手続きが完了することになります。事業計画の認定にあたり、農業委員会様の決定を経ているため、農地法第3条に基づく農業委員会の許可は不要となっております。裏面をお願いします。

(3) 事業計画の認定の基準は、都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作を行うかどうか、周辺地域における農地の農業上の利用の確保に支障を生じるおそれがないか、農地の全てを効率的に利用するかどうか等を総合的に勘案することとなっております。制度の説明は以上となります。

議案の本題に移らせていただきます。お手元の資料「事業計画の認定申請書」及び「貸借権等の設定を受ける都市農地の位置図」を併せてご覧ください。全1件の事業計画の提出がありました。貸借権等の設定を受ける都市農地の位置図の1ページ及び2ページに、位置図を示しております。3ページ及び4ページに現状の写真を示しております。事業計画の認定申請書にあるとおり、申請者は・・・番地の・・・様で、

2 貸借権等の設定を受ける都市農地にあるとおり、・・・番地の・・・様より・・・、・・・、・・・、・・・、・・・番地の・・・筆合計・・・㎡を・・・月・・・日より・・・年間、・・・償で借り受けたいとのことです。借り受ける土地は、全て市街化区域内にある生産緑地であり、平成・・・年・・・月・・・日に指定を受けて以降水稻を作付するなど農地として利用されていた土地となっております。生産緑地の指定期間が30年間であることから平成で言いますと、平成・・・

年までが指定期間となっております。今回の貸借に至った理由は、・・・からのことです。次のページをお願いします。

3 都市農地における耕作の事業の内容として、ハの(3)にあるとおり、申請する都市農地において、水稻を作付し近隣へ販売・自家消費する。また、打ち込み井戸を設置する等水源を確保し、裏作でキャベツ・白菜等の野菜を作付し・・・に販売することです。なお、則第3条第2号の事業にあるとおり、・・・番地については、約・・・㎡を作付地として、残り・・・㎡を育苗する土地として活用することのことです。育苗しない期間については、土地所有者の・・・様が農地として活用することのことです。次のページをお願いします。

5-1 申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況につきましては・・・㎡の田と・・・㎡の畑、合計・・・㎡の農地を所有しており・・・㎡の田を借り受けているとのことです。これらの面積には今回の都市農地の面積は含まれていないため、これらの面積に今回借り受ける・・・㎡を足し、合計・・・㎡(約・・・丁)を耕作することになります。

5-2 (1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積については、表のとおりとなっており、括弧書きの数字は、全ての農地の内の都市農地の作付面積となっております。次のページをお願いします。

(2) 大農機具にあるとおり、申請者様が所有している農機具を記載しております。

(3) 農作業に従事する者は、申請者様の他、・・・が常時従事するとともに、現状臨時雇用している・・・名にさらに・・・名を

追加する予定とのことです。

6 周辺地域との関係につきましては、権利を取得する田はこれまでも水田として利用されており、取得後も同様に水田として利用するため、周辺の農地の農業上の利用及び周辺の住民への生活に影響を及ぼすことはないとのことです。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うとのことです。

7 地域との役割分担の状況以降につきましては、今回の申請者様が記載する対象となっておりませんので記載がございません。

以上の全1件について都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項に掲げる第1号から第6号までの要件の全てを満たすと判断し認定を行おうとするものです。

説明は、以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆13番（廣井伸多） 別に反対という訳ではないのですが、少し向学のために教えていただきたいのですが、今回・・・とのことです。この・・・年契約期間内に、もし貸人さんが亡くなった場合は、この契約は白紙になるのか、その・・・さんの相続する方に名義が変わって残りの年数を行くのか、その辺りどうなりますか。

◆上野農林水産課事務副主任 契約期間内に貸人が亡くなった場合は、一旦契約を解除していただき、その後相続人、例えば・・・と借人様が継続する意思がある場合には再度契約をしていただくこととなります。

◆会長（谷河 績） 他にご意見、ご質問等ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。

No. 1からNo. 5については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No. 5は使用貸借権設定で、議案第6号 農用地利用集積計画No. 5と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますのでご覧ください。

No. 1 申請地は、三田地区・・・、三田小学校の・・・mに位置し市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請者はかねてより自宅の近くに庭を造

りたいと考えており、自宅に隣接している自己の所有農地を転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので併せてご覧ください。

No. 1 申請地は川永地区・・・、川永小学校の・・・mに位置し、水道及びガスの埋設された道路の沿道区域で、500m以内に2つ以上の教育施設等があるため、第3種農地に該当します。

申請地北側が・・・線に面していることから交通の便が良く、永穂・北・宇田森などの集落からも近いため、葬儀場用地として転用するものです。なお、賃借権設定で、開発許可申請中です。

No. 2 申請地は川永地区・・・、川永小学校の・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は、現在・・・に居住しておりますが、今後・・・予定もあって手狭になるため、・・・に近い申請地を個人住宅として転用するものです。なお、使

用貸借権設定です。

No. 3 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅の・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおりますが、申請地が駅や学校に近く、居住地として最適な環境にあるため、分譲住宅用地として転用するものです。開発許可申請中です。

No. 4 申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館から・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は、・・・を営んでおりますが、事業拡大に伴い、業務に携わる車輛等の駐車スペースの不足を補う目的から、前面道路が広く自社の拠点からも近い申請地を露天駐車場として転用するものです。なお、賃借権設定です。また、平成31年2月19日に農用地除外済です。

No. 5 申請地は、安原地区・・・、安原小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおりますが、申請地が既存集落内に位置し、周辺農地への影響も少なく、交通の便も良いことから、居住地として最適な環境にあるため、分譲住宅用地として転用するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 6 申請地は、安原地区・・・、安原小学校の・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集



落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は・・・を営んでおりますが、土木・建築資材や、トラック・重機などの保管場所を確保する目的から、申請者の自宅兼事務所の目の前にある申請地を露天資材置場として転用するものです。

No. 7 申請地は、安原地区・・・、岡崎前駅の・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおりますが、申請地が駅に近く、周辺に幼稚園や公園などがあって、居住地として最適な環境にあるため、分譲住宅用地として転用するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 8 申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校の・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は・・・を営んでおりますが、運送用トラック等の駐車スペースの不足を補う目的から、自社拠点の北側に隣接しており、土地を一体化して効率的に利用できる申請地を露天駐車場として転用するものです。

No. 9 申請地は、東山東地区・・・、山東駅の・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおりますが、過去に建築した農業用倉庫・・・棟とこれから新築する農業用倉庫・・・棟の計・・・棟について申請地を転用するものです。なお、使用貸借権設定です。

No. 10 申請地は、東山東地区・・・、山東駅の・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は、・・・に居住しておりますが、・・・もいて手狭であることから、・・・に近い申請地を個人住宅として転用するものです。なお、使用貸借権設定で、開発許可申請中です。

なお、No. 5、6、8につきましては、山本茂樹委員、土橋委員、岩橋委員と現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5につきましては、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本茂樹委員さん報告願います。

◆17番（山本茂樹） 報告いたします。

去る3月28日、岩橋委員、土橋委員、及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。申請地は安原小学校より・・・mのところであり、10ha未満の一団の農地区域内にあり、第2種農地にあたります。地目は・・・で面積は・・・㎡です。申請目的は所有権移転及び分譲住宅用地への転用です。申請者は・・・に事務所を置く・・・、設立年月日は平成・・・年・・・月・・・日、資本金・・・円、従業員数・・・人、年間売上額は・・・円で、主な事業は・・・です。申請理由は分譲住宅地の需要が多く、適地を探していたところ既存集落内にあり周辺農地への影響も少なく、学校も近くにあり交通の便もよいことから分譲住宅地に最適な場所であると判断し申請に至ったとのことです。分譲予定は・・・戸、分譲地の完成予定日は約・・・か月後で、工事費用は・・・とのことです。西側の・・・から・・・mの進入路を付けるために西側水

路に橋を架けること及び排水についても地元の井戸東池水利組合の同意を得ているとのこと。特に問題はないと思いますが皆さんの慎重審議をお願いいたします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続きまして、No. 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので土橋委員さん報告願います。

◆3番（土橋ひさ） 報告いたします。

去る3月28日、現地調査並びに事情聴取を行いました。申請地は市立安原小学校の・・・mのところにあります。申請者は・・・、資本金・・・円、従業員数・・・人の小さな会社で、平成・・・年に営業を開始し、平成・・・年に法人化しています。年間売上額は・・・円で、主な事業は・・・で、・・・を請負っています。今回の申請理由ですが、申請者は現在、会社から数百m離れた知人の資材置場の一部を賃借して使用していますが狭く、移動の手間や防犯対策からも目の届く場所に資材置場を持つことが安定した経営に欠かせないと考えていました。一方、譲渡人は相続した申請地を荒らしてしまう前に何とか利活用したいと考えていたところ、申請人を紹介されました。申請地は譲受人の会社のすぐ近く、・・・mにあり、とても近くで便利であるとのこと申請に至りました。進入路は盛土を行ない、そこへ碎石をし、その後アスファルトで設置するとのこと。資材置場には資材の他に土砂や瓦礫、重機、トラックを置いたり従業員の駐車場として利用するとのこと。排水については自然浸透でU字溝を設置し、北側の既設水路へ放流するとのことですが、資材置場です

ので大きな問題はないと考えます。資金計画は・・・とのこと。完成予定については、自分の会社のことであることから、業務のすきま作業で整備して行きたいとのことでした。申請人はこの地で暮らし、この地で営業をしているので、隣人、隣地の人との人間関係作りが重要であると念押ししました。このことを十分理解してくれていると感じました。特に問題はないと思いますが皆さんの慎重審議をお願いいたします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続きまして、No. 8につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので岩橋委員さん報告願います。

◆10番（岩橋 章） 報告いたします。

去る3月28日、土橋委員、山本茂樹委員と共に現地調査並びに事情聴取を実施しました。申請地は・・・で面積は・・・㎡、転用目的は露天駐車場とのこと。転用実行者は・・・、平成・・・年・・・月・・・日に設立され、資本金・・・円、従業員数・・・人、年間売上額は・・・円で、・・・を主な業種とする法人です。転用申請に至った理由は現在トラックを約・・・台保有しており、本社のある・・・地区や・・・地区、・・・地区に駐車場を持っていますが、なお不足していることから他の場所を借りている状態だそうです。申請地は現在使用している駐車場に隣接しており、駐車場を確保すると共に土地の利便性を上げたいとのこと。排水については周りにU字溝を設置し、北側の用水路へ放流するとのこと。また、土地改良区の同意を得ているとのこと。また、隣接農地所有者の方の同意も得ています。事業資金は・・・

で行い、・・・年以内に完成したいとのことです。以上、当許可申請に特に問題は見当たらないと思われませんが皆様方の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（前回保留分）、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

3月総会にて申請地上にゴミや土砂等が多量に投棄されていたために保留となった案件になります。申請地は、東山東地区・・・・、四季の郷公園の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおりますが、土木資材や重機を保管するための資材置場として転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について何かご意見、ご質問ございませんか。

◆16番（大河内壽一） 現状について事務局から説明をお願いします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

現地の状況について、前回保留に至った経緯の中で、当申請地に置かれている土砂、ゴミ等を撤去した場合については許可しますよと、それに時間がかかるならば取り下げてくださいということで、

私の方から行政書士の方に取下げ指導をいたしました。そうしたところ相手方から、あと1か月待っていただければ全て取りますので取下げではなくあと1か月保留にしてくださいとのお願いを受けております。これに伴い現地を確認したところ、当初かなり置いてあった雑多なゴミ、家電製品や金属片といったものは、殆どない状態で、あとは奥の部分に土の山が一山残っている状態でした。見る限り順調に進めばあと1か月で全て取ってしまえる可能性もあるかと思いますが、皆様の慎重なご審議をよろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） 事務局の説明どおり、もう一度保留にして1か月待つと、進捗具合を見て決定するというところでよろしいでしょうか。

◆9番（藤井幹雄） 基本的にそれで止むを得ないと思いますが、前回現地を見させていただいて、計画図とかなり乖離していたと、ほぼ平坦であるはずが現地はそうではなかった。少なくとも審議する際には、あくまでも申請内容と実態がどうであるかというところがこちらが判断する際の重要な根拠になると思うので。次の時には、ぜひそのところをきちんと確認して可否を判断すればよいのではと考えます。

◆会長（谷河 績） いつ頃までに取れるのか、どこまで取るのかの計画を行政書士に提出させてください。できますか。

◆清瀧副課長 はい。あと1か月様子を見て、その時点で先ほどご意見のありましたように、計画とあまりにも乖離があれば、これは話しにならないということで話を進めていけばと思います。

◆会長（谷河 績） 議案第5号はこれでよろしいでしょうか。もう一度保留ということで決定してよろしいでしょうか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号はもう一度保留ということで決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

No. 7を先議とさせていただきます。吉中委員一時退席をお願いします。

◆中川班長 番外、先議のため議案第6号No. 7について説明いたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定です。使用貸借権で、期間は3年、地目は田、面積は1,361㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 7について説明が終わりましたが、この議案について何かご意見ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 7は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） 引き続き、議案第6号No. 7を除いて説明をお願いします。

◆中川班長 番外、議案第6号No. 7以外について説明いたします。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で新規の契約が27件ございました。

No. 23のみ賃借権の設定で、その他は使用貸借権の設定です。期間はNo. 6、No. 11、No. 12の一部、No. 22からNo. 24、No. 28が1年、N

o. 5、No. 9、No. 10、No. 13、No. 27が2年、No. 1、No. 4、No. 8、No. 12の一部、No. 14、No. 17、No. 18、No. 21が3年、No. 2、No. 3、No. 15、No. 16、No. 19、No. 20、No. 25、No. 26が5年です。面積は田が50,503㎡、畑が763㎡、計51,266㎡でした。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 7以外について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆8番（湯川徳弘） No. 5について、借手の経営面積が0㎡とのことですが、この方は全く農業をされていない方ですか。

◆中川班長 番外、説明します。

・・・さんについては、紀の川市でたくさん耕作しており、経営もされております。また和歌山市でも農地の貸し借りの実績がございます。

◆会長（谷河 績） 湯川委員、よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 7以外について可決と決定しました。

ただいま、議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。なお、この運用については今年度行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし、との声。」

それでは、異議なしとのことで、そのように決定しました。

議案については以上です。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第22回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

14時01分 閉会

和歌山市農業委員会会長

和歌山市農業委員会委員

和歌山市農業委員会委員